

内部通報規程

(目的)

第1条 本規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟スポーツ委員会（以下「本委員会」という。）に関する関係者等の内部通報に関する制度を設けることにより、本委員会の業務運営に関する違法または不正行為、暴力行為やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他組織的又は個人的な法令違反（以下「不正行為等」と省略する。）の早期発見と是正を図り、持って法令並び本委員会関係規程を遵守して業務運営の強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規定において、関係者等は次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員とは本委員会規約第7条に規定する委員長、事務局長、事業部長、委員をいう。
- (2) 職員とは一般財団法人全日本ろうあ連盟の職員をいう。
- (3) 本委員会関係者とは本委員会規約第19条に規定する技術委員会、医科学委員会の委員及び本委員会に関係した競技団体、競技者、スタッフ等をいう。

2 内部通報とは、関係者等が不正行為等の発生またはおそれを本委員会に通報または相談することをいう

3 通報者は、内部通報を行う者をいう

4 被通報者とは内部通報において不正行為などを行っていると思われる者をいう

(内部通報対象事項)

第3条 関係者等は、他の関係者等が個人又は共同で次の各号に掲げる不正行為について行っていると認めた場合、行っている又はおそれがある場合は、通報しなければならない。

- (1) 法令違反する行為
- (2) 本委員会規程、倫理規程、及びその他の規程に違反する行為
- (3) 個人の生命、身体、財産その他権利利益を害する行為
- (4) 本委員会の名誉又は社会的信用を侵害する行為
- (5) 本委員会の業務運営を害する行為
- (6) 暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の行為

(内部通報窓口)

第4条 内部通報を受ける通報窓口は、本委員会事務局長宛とする。

(内部通報の方法)

第5条 内部通報の方法は、氏名及び所属などを明らかにし、電話、FAX、電子

メール、書簡及び面会とする。

(調査)

第6条 内部通報を受けた事項に関する事実関係の調査は事務長が行う。

2 事務局長は必要がある場合は調査の一部及び全体をコンプライアンスチームへ通報することが出来る。

3 コンプライアンスチームは、必要があると判断される時には調査チームを設置することができる。

4 通報者の秘密を守るために、通報者が特定されないように調査の方法に十分配慮しなければならない。

5 内部通報の事項に関係されるとみられる関係者には、調査を担当させないとする。

6 内部通報に関する情報の取扱いについては、事務局長又はコンプライアンスチームの中で厳重に行い、通報者を特定しうる情報の管理については特に厳重に行わなければならない。

(調査義務)

第7条 関係者等は、内部通報の事項の事実関係の調査に協力しなければならない。

(是正措置)

第8条 調査の結果、不正行為等があらかになった場合、本委員会委員長は、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第9条 調査の結果、不正行為等があきらかになった場合、本委員会委員長は、当該行為を行った関係者にたいし、本委員会規約、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行い、さらに必要と認められる場合には、刑事告発、損害賠償請求などの措置を講ずるものとする。

2 通報者が不正行為等に関与していた場合は当該通報者に対する処分については内部通報したことを斟酌するものとする。

(通報者の保護)

第10条 本委員会委員長は、内部通報者したことを理由として、通報者に対して不利益な取扱も行ってはならない。

2 本委員会委員長は、内部通報したことを理由して、通報者の職場環境の悪化することないよう適切な措置を講じなければならない。

3 本委員会委員長は、通報者に対して不利益な取扱又は嫌がらせ行為した関係者に対し、本委員会規約、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(秘密保持義務)

(一財) 全日本ろうあ連盟スポーツ委員会

第 11 条 この規程に定める業務に携わる関係者は、内部通報の内容及び調査で得られた秘密を保持する義務を負うものとする。

2 本委員会委員長は、前項の規定に違反した役職員等に対し、本委員会規程、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(通知)

第 12 条 本委員会委員長は、通報者に対し、調査結果及び是正措置について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。但し、通報者が調査結果及び是正措置に関する通知を希望しない場合を除く。

(通報者の責務)

第 13 条 通報者は、誠意を持って客感的で公理的根拠に基づく内部通報を行うものとし、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する内容その他の不正の目的を持って内部通報を行ってはならない。

2 本委員会委員長は、前項の規定に違反した関係者に対し、本委員会規約、倫理規程並びに関係する規程に従って処分を行うものとする。

(内部通報を受けた者の責務)

第 14 条 内部通報窓口担当者以外の関係者が内部通報を受けた場合は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

(補則)

第 15 条 この規程の施行について必要な事項は本委員会が別に定める。

(改廃)

第 16 条 全日本ろうあ連盟理事会の議決を経て、全日本ろうあ連盟評議員会に報告する。

附則

本規程は、2022 年（令和 4 年）11 月 13 日から施行する。